

広報 くるたまき

2021 年
No.469

7月号

主な内容

- P 2 議会だより
- P 3 村の話題
- P 4～5 お知らせ
- P 6～8 新型コロナ情報
- P 9 健康づくり情報



6月9日（水）観光協会作製モニュメント設置記念撮影

議会

議会活動状況

6月

- 1日●第3回議会定例会 正副議長、常任委員長打合せ
- 4日●第3回議会定例会 開会
総務厚生常任委員会
経済建設常任委員会
- 8日●第3回議会定例会 再開
一般質問
- 11日●観光振興に係る特別委員会
- 16日●林道吉野山鳥住線に関する要望活動（吉野町）
- 17日●観光振興に係る特別委員会
- 25日●例月出納検査
- 30日●区長会

第3回議会定例会

令和3年第3回議会定例会が
6月4日（金）～8日（火）にか

けて開催され、7つの議案が審議され、それぞれ原案どおり可決・同意されました。審議された内容は次のとおりです。

◆一般質問

- ・財政再建について
- ・村営住宅建設のスケジュールについて
- ・森林政策について

（九鬼議員）

- ・県道洞川下市線について
- ・県道赤滝五條線について

（阪中議員）

◆人事案件

- ・議案第1号 黒滝村監査委員の選任につき同意を求めることについて

（亀井隆平氏）

◆条例改正

- ・議案第2号 黒滝村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- ・議案第3号 黒滝村営住宅設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第4号 黒滝村営せせらぎ住宅管理条例の一部を改正する

◆条例について

- ・補正予算
- ・議案第5号 令和3年度黒滝村一般会計補正予算（第1号）について
- ・議案第6号 令和3年度黒滝村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ・議案第7号 令和3年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◆その他

- ・報告第1号 繰越明許費繰越計算書報告について

税等の納期

8月2日（月）

固定資産税	第2期
国民健康保険税	第1期
介護保険料	第1期
後期高齢者医療	第1期

忘れずに
納付しましょう！

黒滝村人権・行政相談所

7月は差別をなくす運動、社会を明るくする運動の強調月間です。

その取組の一環として、人権・行政についての相談所を開設します。

コロナ差別等に関する困りごとや悩みごとがある方は、秘密は厳守されますので、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

◆日時 7月13日（火）
午前9時～正午

◆場所 黒滝村役場
1階 会議室

◆相談員（敬称略）
○人権擁護委員

山内 弘昭

上浦 早苗

○行政相談委員

岡田 晴美
総務課



黒滝村役場窓口改修 お披露目

生まれ変わった役場窓口、もうご覧になりましたか？

新型コロナウイルス感染症対策と地元産業振興を目的に、窓口とロビー周辺を黒滝の杉材をふんだんに使い木質化し、4月24日に披露会を開きました。

抗ウイルス性が実証されている黒滝材を森林組合が伐採、村と事業提携する飛騨産業と黒滝村の業者で加工。木目の美しいカウンターや間仕切りは、「密集」「密接」「密閉」を避け、プライバシーの保護にも役立ちます。



ちます。ロビーには展示棚や椅子を置き木工品を並べ、地元産業の情報を発信するコーナーや、気軽に使ってもらえる「広場」に生まれ変わりました。

披露会で辻村村長は「林業を取り巻く状況は厳しいが、この黒滝村がコロナ時代の新しい価値観、生活様式の先陣を切っていければと思う」と挨拶。森林組合の貝本組合長は「役場が見違えた。これを機に、黒滝材を世界に発信していきたい。」と喜び、飛騨産業の岡田社長は「吉野杉の美しさにはいつも感動させられる。今後、日本中で使ってもらえるようになれば。」と話しました。

黒滝村観光協会

「奈良のへそ看板」設置

中戸地区に、黒滝村の新たな観光スポットとして「奈良のへそ看板」と「どうぶつのチェーンソーアート」が誕生しました。顔出し看板など、記念撮影が可能ですので是非足をお運びください。



明日香養護学校
体験学習・教育相談

県立明日香養護学校では、肢体不自由を有する幼児児童生徒、病弱教育対象生徒の保護者や担任に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために教育相談に応じています。また、体験学習を行います。

◆日時 対象 肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者、担任、病弱教育対象の中学3年生とその保護者、担任

◆日時 肢体不自由教育部門

●小学部

8月24日（火）

午前9時20分～11時40分

●中学部

8月26日（木）

午前9時20分～11時40分

●高等部

8月25日（水）

午後1時20分～3時40分

○病弱教育部門

●高等部

8月25日（水）

午後1時20分～3時40分

教育相談

◆日時 事前に電話やメールでお申込みください。相談日は、水・木曜日（午後2時～5時）ですが、ご希望により調整させていただきます。（土・日・祝日は除く）

◆内容

○肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学や進路に関する相談について

○学校生活上の指導・支援について
◆お問合せ・お申込み先
奈良県立明日香養護学校
教育支援部

〒634-0141
高市郡明日香村川原410
☎0744-54-3380
FAX0744-54-2396
Mail askayougo-s@nps.ed.jp

・体験学習の参加申込みは、ホームページより参加申込書をダウンロードし、右記宛先まで郵送で申し込んでください。（「明日香養護学校」で検索してください。）
・学校の概要や体験学習、教育相談の詳細につきましては、

ホームページより事前にご確認ください。

ナラ・シェイクアウト（奈良県いっせいで地震行動訓練）の実施

7月9日（金）にナラ・シェイクアウト（奈良県いっせいで地震行動訓練）が実施されます。当日は、村内全ての屋内戸別受信機と屋外スピーカーから、地震発生と安全確保の行動を促す訓練放送が行われます。ご協力をよろしくお願い致します。

この訓練を機会に、実際に地震が起きたらどうなるか、どう行動するかを、皆さまで事前に考えましょう。

◆日時 7月9日（金）
午前10時30分頃

※ただし、気象・地震活動の状況等によっては、訓練を中止することがあります。

◆お問合せ先 総務課

医療費制度のお知らせ
～新しい保険証が届きます～

次の保険証や高齢受給者証、

受給資格証の有効期限は、7月31日です。

・後期高齢者医療被保険者証
・国民健康保険高齢受給者証
・福祉医療費受給資格証
（心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費）

新しい保険証等を7月下旬に「簡易書留」で郵送しますのでご確認ください。8月1日以降、医療機関にかかるときは新しい「保険証」等をご提示ください。※有効期限の切れた保険証等は、役場窓口（保健福祉課）へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分してください。

※氏名、住所、加入している健康保険に変更があったときは、変更届出をしてください。

※後期高齢者医療制度の対象となる方は75歳以上の方ですが、一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方は加入することができまので、詳しくはお問合せください。

◆お問合せ先 保健福祉課

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、申請により、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免が受けられます。

◆対象となる世帯

【減免事由①】主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病（注1）を負った世帯
注1 新型コロナウイルス感染症の症状が重く、回復までに長期間を要する等により、世帯の経済状況等に与える影響が大きいと認められる場合をいい、具体的には、1ヶ月以上の治療を要すると認められる場合
【減免事由②】主たる生計維持者の事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入及び山林収入）の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する世帯
ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
イ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること（注2）
ウ 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
注2 イの要件について、介護保険は対象外です。

◆対象となる保険税

令和2年2月1日から令和4年3月31日までの納期にかかる保険税

◆減免割合

【減免事由①】主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合：対象となる期間の保険税全額
【減免事由②】主たる生計維持者の事業収入等（不動産収入、事業収入、給与収入及び山林収入）の減少が見込まれる場合：次の減免割合一覧のとおり

減免割合一覧

○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合

対象保険税（料）額	前年の合計所得金額等	減免割合
$\frac{\text{保険税（料）額} \times \text{減少が見込まれる事業収入等の前年所得金額}}{\text{前年の合計所得金額}}$	前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業	10／10
	300万円以下	10／10
	400万円以下	8／10
	550万円以下	6／10
	750万円以下	4／10
	1,000万円以下	2／10

○介護保険料の場合

対象保険料額	前年の合計所得金額等	減免割合
$\frac{\text{保険料額} \times \text{減少が見込まれる事業収入等の前年所得金額}}{\text{前年の合計所得金額}}$	前年の合計所得金額にかかわらず事業等の廃止、失業	10／10
	200万円以下	10／10
	200万円以上	8／10

◆お問合せ先 保健福祉課

新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査の実施及び検査助成事業について

※令和３年度末まで延長しています。

◆趣旨及び目的

国の要綱に基づき、黒滝村内の新型コロナウイルス感染拡大や重症化を防止する観点から、一定の高齢者等の希望により、ＰＣＲ検査を一人につき一回限り実施し、検査費用のうち自己負担額を超える金額については、助成を行います。

◆実施期間

検査の実施は令和４年３月末日まで　ただし、お申し込みは令和４年３月１１日（金）までです。

◆検査対象者

村に住民票があり、かつ現に村内に居住する方で、検査を希望する次のいずれかに該当する方です。ただし、奈良県等が行う行政検査の対象者を除きます。

(1) 令和３年４月１日現在において満６５歳以上の方

(2) 慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、脳血管疾患または指定難病を有する方（実施方法）検査希望者は、村保健福祉課へ事前に書面による申し込みを行い、追って指定された日時に村診療所において受検します。

◆自己負担額

自己負担額として、２,０００円を受検時にお支払いください。

◆留意事項

検査の性質上、一定の確率で、実際には感染していないにも関わらず、陽性と判定（偽陽性）されてしまいます。（陽性と判定された方のうち、６割の方は感染していないにも関わらず陽性と判定されてしまうことがあります。）

そのため、偽陽性の場合であっても医師の判断により、入院や宿泊療養をしなくてはならないこともあり、ご本人やそのご家族が不利益を受けることがあることに留意が必要です。

◆お問合せ先　保健福祉課

黒滝村ががんばる事業者応援事業支援金の給付について （募集のお知らせ）

自主休業や外出自粛等に伴う売上減少等で事業者の経営に深刻な影響が生じる中、村内に施設を有する事業者に対し、黒滝村独自で支援金（１事業者あたり１５万円）を支給します。

◆対象要件抜粋

○令和３年７月１日時点で村内に住所を有する事業者（中小企業・個人）であり、かつ、村内に次の施設の事業所（関連する事務所を含む）において、事業を営む者。

対象施設・・・飲食店、料理店、土産物販売店、食品関係を扱う小売業又は卸売業、ホテル、旅館、キャンプ場

○令和３年４月又は４月と５月の平均売上が前年度又は前々年度同期間比で３分の１以上減少し、且つ、その減少額が１５万円以上であること。

○村税及び村使用料を滞納していないこと。

◆お問合せ先　企画政策課

奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度について

県が定めた基準に基づいて、感染防止対策を行っていただいた飲食店・喫茶店、宿泊施設を県が認証する制度です。認証を受けていただいた施設や認証の取組に取り組んでいただいた施設に対して、感染防止対策に必要な経費について、補助金を交付します。

◆お問合せ先

奈良県　コロナ対策認証制度事務局

☎０５７０－０８７－５６７

（受付時間　土日・祝日・年末年始を除く平日午前９時～午後５時）

新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナワクチン接種事業をはじめとする村民の皆さまへの情報提供や、感染の発生と拡大の防止に関する取組などを、総合的にお知らせします。

◇中止・延期となった主な行事等について

●集団がん検診・特定健診　➡１２月１０日（金）

●巡回健康教室　➡中止

●差別をなくす村民集会　　７月１３日（火）　➡中止

●サマーフェスティバル　　８月　８日（日）　➡中止

●夏休みおやこ料理教室　　８月２５日（水）　➡中止

●健康ふれあい祭り　　１０月１０日（日）　➡中止

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金　実施計画概要

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的として、国の交付金を受けて、村が実情に応じたきめ細やかな事業を実施するための主な事業計画は、次のとおりです。

（※６月８日時点）

No.	事業名	予算額	事業概要	担当課
１	新型コロナウイルス感染症に関する生活支援サービス事業	８４千円	感染者の濃厚接触者等へ、村が生活支援サービスを提供、自宅待機者に関する生活状況を継続的に確認する。	保健福祉課
２	黒滝村新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業	６２０千円	黒滝村内の高齢者や基礎疾患を有する者の希望により、ＰＣＲ検査を一人につき一回限り実施する。	保健福祉課
３	地域振興券交付事業	７,６００千円	緊急経済対策として、黒滝村地域振興券を交付することにより、村内の消費を拡大させ、地域経済の活性化を図るとともに住民生活の維持に努める。	企画政策課
４	家計支援水道基本料金減免事業	９,４４０千円	住民への生活支援及び経済的負担の軽減対策として、村簡易水道使用料の「基本料金」１２ヶ月分（令和３年３月～令和４年２月使用分）の減免を行う。	林業建設課
５	公共施設感染症対策整備事業（わかすぎふれあいセンター）	５,０００千円	わかすぎふれあいセンターでの３密対策を推進し快適性・効率性を高めるため、玄関を自動ドア化する施設整備を実施する。	教育委員会事務局
６	スクールバス車内抗菌コート施工事業	２１８千円	小・中学校の児童生徒が利用するスクールバス車内の抗菌コートを行い、安心安全な通学を確保する。	教育委員会事務局
７	公共的空間安全・安心事業	１,０００千円	村内公共施設の感染予防対策を実施する。	総務課
８	がんばる事業者応援事業	２,０００千円	村内事業者が行う感染防止対策や新たな生活様式への対応のための支援金を交付し、コロナ禍における不安定な事業活動を支援する。	企画政策課
９	観光施設感染対策設備整備事業	４,０００千円	「御吉野の湯」の老朽配水管設備を改修し、コロナ禍においても、安定して公衆浴場を開設できるよう、施設設備の予防的改修を行う。	企画政策課
１０	感染対策強化啓発広報事業	１,０００千円	コロナ禍で増加する村外からの川遊び観光客への対策として、府県を超えた移動の自粛の依頼や感染症対策の徹底と、ごみの持ち帰りを啓発する広報を展開する。	企画政策課
１１	教育通信環境整備支援事業	３,０８７千円	教職員のコロナ感染リスク軽減を図り不要な接触を極力減らすため、オンライン会議環境整備等を実施する。	教育委員会事務局

「緊急連絡カード」が必要な場合は、お問い合わせいただくか、黒滝村ホームページよりダウンロードしてください。

◆お問合せ先 保健福祉課

緊急連絡カード



緊急医療情報キット

救急医療情報キットとは、自分の名前、年齢、緊急連絡先、かかりつけ医、持病や服薬内容などの情報を専用の容器（筒）に入れ、どの家庭にもあり、火災に強い、地震で家屋が倒壊してもつぶれにくい冷蔵庫に入れて保管しておくことで、緊急時に救急隊員や第一発見者などが活用します。

「緊急連絡カード」に記入した情報が古いままだと、適切な活用ができない場合があります。「緊急連絡カード」に記入した情報に変更があれば、必ず最新のものに書き換えてください。

救急医療情報キット
「緊急連絡カード」
を更新しましょう

◆内容
・介護予防に効果のある運動や

◆場所 こもれびホール

※ふれあいバスをご利用ください。

◆時間
①または②のどちらかをお選びください。

①午前コース
（午前9時30分～11時）

②午後コース
（午後1時30分～3時）

◆開催日
9月7日から12月7日までの毎週火曜日（計12回）
※祝日は除く

高齢者の皆さんが、いつまでも元気で、いきいきと暮していけるよう、運動機能を高める体操を中心にした介護予防教室を開催します。健康運動指導士や理学療法士、保健師など専門スタッフがいます。教室内容は、ストレッチやボール運動、椅子に座った筋力トレーニングなど、楽しく運動していただける内容となっていますので、是非参加してください。

はつらつ教室

◆お問合せ先 保健福祉課

令和4年3月31日までに延長
※クーポン券を紛失された方は再発行しますのでご連絡ください。

◆クーポン券利用期間
令和2年3月31日まで

令和3年4月2日生まれから
令和54年4月1日生まれの男性
（令和元年6月に無料で受けられるクーポン券を送付済）

◆対象者
職場の健康診断や近隣の病院で受けられますので、まずは抗体検査を受けましょう。

風しんの抗体検査と
予防接種期間が
延長されました

◆対象者
健康診断、体力測定
村内在住の65歳以上の方
※要介護認定を受け、要介護の方は除きます。

◆定員 各コース20名程度

◆申込締切 7月15日（木）

◆お申込・お問合せ先
保健福祉課

善意銀行

（5月28日受理分まで）

皆さまの善意に対して心から感謝申し上げます。

匿名様
福祉に役立つように
6,190円

令和2年度善意銀行収支報告

令和2年度中に
皆さまの善意で寄せられたお金

268,208円

（預金利息含む）

令和3年3月末の預金残高

11,618,222円

このお金は村内の金融機関に預け、収支については民生・児童委員協議会で管理し、払い出しについては社会福祉に活用しています。

◆令和2年度の支出状況
安心箱設置 12,142円

黒滝村新型コロナワクチン接種の概要

※下線のある箇所は、前回の広報記事から改訂があった部分を示しています。

○村内における新型コロナワクチンは、

- ①医療従事者及び75歳以上の高齢順に100名 ②左記以外の65歳以上の高齢者
③基礎疾患のある方 ④60～64歳の方 ⑤前者以外の12歳以上の方の順に接種を進めています。

○6月末までに上記番号①～③の方々の接種をほぼ終え、④～⑤の方々は7月29日からの接種を予定し、クーポン券をはじめとする接種案内を郵送させていただいております。接種を希望されました方は、次の（接種の流れ）を参考に接種を受けてください。

（接種の流れ）

自宅にクーポン券等が届く

接種を希望する

※自己負担は無料です。

接種希望確認書を返送する

※ワクチンを受けるには本人の同意が必要
（現在何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安のある方は、かかりつけ医にご相談のうえ同意）
※あらためて村より接種希望者に指定日時等を通知

ワクチンを指定日時に受ける

◆接種会場 黒滝村国民健康保険診療所

◆当日の持ち物

- ①クーポン券（切り離さずにそのまま）
②本人確認書類（運転免許証・健康保険証等）
③予診票（事前記入）

※決められた期間をあけて、2回接種

※キャンセル時等即時対応登録者制度の構築、拡大



首相官邸 新型
コロナワクチン
について



◆お問合せ先 保健福祉課

新型コロナウイルス感染症予防にご協力いただき、ありがとうございます。

感染予防には、一人ひとりの心がけが重要です。お互いに人と人との距離を保ち、マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケット、換気を心がけ、しっかりと感染予防対策をしましょう。

買い物は、お一人または少人数で、すいている時間にできるよう工夫しましょう。

高齢者や持病がある人は、人ごみを避けるなど、よりご留意してください。

新しい生活様式の定着に向けて、ご協力方よろしくお祈いします。

黒滝村新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局

下市消防署からのお知らせ 火遊び・花火による火災の防止

夏は、花火のシーズンであります。取扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。

素敵な思い出にするためにも、以下のことに注意しましょう。

- ①子どもだけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日はしない。

ケーシー先生の英語レッスン ~Casey's English lesson!~

ケーシー先生が今日から使える便利な英語を紹介します！

今月の一言 /Japanese word of the Month
キープインタッチ
Keep in touch! / また会いましょう！

【お知らせ】

今月末でケーシーさんが帰国されるため、今月号でケーシーコラムの掲載を終了いたします。

【ケーシー先生からのごあいさつ】

黒滝村に約3年間住んでいて、とても楽しかったです。

将来、また皆さんに会えるのを楽しみにしています。

本当にありがとうございました。



図書室だより

奈良県立図書情報館から本が借りられます！

3月に新刊をはじめ、いろんなジャンルの本を購入し、多くの皆さまにご利用いただいております。また、日頃より皆さまからたくさん本を寄贈していただき、その充実にお力をいただいていることに感謝しております。

図書室では多数、本をそろえています。奈良県立図書情報館からも、ご希望の本を無料で取り寄せることができます。

教育委員会においてあります貸出申込書に記入いただきますと、県へ申請します。本は教育委員会に送られてきますので、届きましたらこちらからご連絡します。

貸出期間は、届いてから2週間（期間厳守）です。読み終わりましたら、教育委員会に返却してください。詳しくは村教育委員会（62-2314）におたずねください。

これからも、多くの方々にご利用いただけますよう、よろしくお願いいたします。

図書室・おもちゃ図書館 休日開室のお知らせ

すでに黒滝テレビでお知らせしているように、6月より休日も開室しています。

毎月第2・第4日曜日 時間 午前9時～午後5時

月2回ですが、平日に来室できない方々にも、この機会に是非ご利用いただけたらと思います。

てんいち先生



毎月11日は

【人権を確かめあう日】

黒滝村人権・同和問題
啓発活動推進本部

日本年金機構からのお知らせ

日本にお住まいの20歳以上の方は国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどを日本年金機構ホームページ内で分かりやすく動画でご案内しています。

動画は下記 URL から閲覧できます。

ぜひ、ご覧ください。

（URL）「国民年金の加入と保険料のご案内」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

◆お問合せ先 大和高田年金事務所 国民年金課

☎0745-22-3531

預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

【遺言書を作成しておく・・・】

- ・あなたの意思に従った遺産の分配ができます。
- ・相続人以外の方にも財産の分配（遺贈）ができます。

【本制度を利用すると・・・】

- ・遺言書の紛失・改ざんや隠ぺいの心配がありません。
- ・家庭裁判所の検認が不要となります。
- ・保管の申請には、1通につき、手数料3,900円がかかります。

【本制度のお問合せ先】

※本制度の申請手続には予約が必要です。
＜ホームページによるお問合せ＞

<http://houmukyoku.moj.go.jp/nara/>

＜電話によるお問合せ＞

（平日午前8時30分～午後5時15分）

奈良地方法務局供託課

☎0742-23-5456

奈良地方法務局五條支局

☎0747-22-2484

第14期 犯罪被害者支援ボランティア募集

犯罪や事件・事故の被害に遭われた方や、ご遺族の方のための電話相談や生活支援、警察・病院への付き添い等の直接支援をするボランティア支援員を募集しています。

公益社団法人なら犯罪被害者支援センターが実施する講座を修了し、適正があると認められた方に委嘱いたします。

◆募集期間

6月1日（火）～7月末日まで

◆応募資格

- ①奈良県在住の成人（70歳未満）
- ②性別、職業、学歴は問いません
- ③犯罪被害者等の支援活動の趣旨に賛同し、

被害者支援ボランティアとして積極的に参加できる方

◆選考

書類選考等の上、養成講座を受講いただきます。

◆応募方法

左記までお問合せください。

◆お問合せ先

公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター事務局

☎0742-26-6935

※平日 午前10時～午後4時

広報くろたき6月号に関するお詫びと訂正

広報くろたき6月号6ページに掲載の記事において文章の内容、展示場所の記載に誤りがありました。ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。

（誤）

○令和4年度から使用される中学校の教科書などを、教科書センター（分館）等で展示します。

◆場所

下北山村立下北山小学校

（正）

○令和4年度から使用される中学校歴史の教科書などを、教科書センター（分館）等で展示します。

◆場所

下北山村立下北山小・中学校

人口・世帯数 (6月1日現在)

男	321人	(+5)
女	348人	(+1)
計	669人	(+6)
世帯	354世帯	(+2)

村の施設の電話番号 市外局番(0747)

役場	62-2031
I P 電話【0747-68-9200 ～9203】	
防災放送電話音声対応サービス (専用ダイヤル)	62-9010
教育委員会事務局	62-2314
I P 電話【0747-68-9204】	
診療所	62-2747
I P 電話【0747-68-9700】	
歯科診療所	62-2621
デイサービスセンター (社会福祉協議会)	62-2850
I P 電話【0747-68-9023】	
こもれびホール	62-2280
黒滝駐在所	62-2034

観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
(株)黒滝森物語村 62-2770



黒滝村役場 研修員紹介 おおた じゅんや 太田 淳也

住民生活課
令和3年4月1日奈良県庁より派遣



◆趣味・最近好きなこと

野球観戦、相撲観戦、朝ドラ、日本酒、ピアノ

◆自分はこんな人間

落ち着いている、おとなしそう、と言われることもありますが、スポーツやハイキング等体を動かすことが好きです。

◆ごあいさつ

黒滝村にきてまだ3ヶ月程ですが、住民の方との距離の近さに驚いていると同時に、みなさんのあたたかさをすごく感じています。

役場では、住民生活課で住民票や戸籍の発行等の窓口業務をしているため、みなさんと接することも多くあると思いますので、よろしくお願いします。

休みの日は、時々長瀬近辺をランニングしていますので、見かけたら声をかけてもらえるとうれしいです。

避難指示への一本化

これまでの「避難勧告」と「避難指示」が、『避難指示』に一本化されました。

また、警戒レベル3の名称を『高齢者等避難』に見直しました。

警戒レベル4までに、必ず避難をしましょう。

◆お問合せ先
総務課

警戒レベル	行動を促す情報
5	緊急安全確保
4	避難指示
3	高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)

黒滝村村民憲章

わたくしたちは、黒滝村の

よさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。

・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。

・郷土の文化遺産を大切にし、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。

・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。

・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。

